

## 地域おこし協力隊を募集しています

☎ 北部振興局地域振興課(☎8215600)

人口減少や高齢化等が著しく進行する市内北部地域を中心に活動し、当地域内に定住して活性化に向けた活動に取り組んでいただける人を募集します。

### 【対象・条件】

都市地域に在住している人(本市出身でUターンにより活躍していただける人も対象です)

※詳しくは担当課までお問い合わせください。

### 【募集人員】

在来種茶栽培(1人)、特産品づくり(1人)、里山農業(1人)、自伐型林業(2人)、古民家活用(1人)

### 【応募方法】

応募用紙に必要事項を記入し、直接または郵送で左記までお申し込みください。

※応募用紙は担当課にあります。市ホームページからダウンロードすることもできます。

【応募締切】 7月13日(金)必着

### 問合せ・申込先

〒52910492 木之本町木之本175712

北部振興局地域振興課

☎8215600



## 手話奉仕員養成講座

### 「基礎課程」を開催します

☎ しょうがい福祉課(☎6516518)

手話奉仕員養成講座「入門課程」を修了し、さらに手話のスキルアップをめざす人を対象に「基礎課程」の講座を開催します。

### 【対象・条件】

市内在住、在勤、在学する18歳以上の人で、厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム「入門課程」を修了した人

### 【と き】

8月3日(金)～11月2日(金)

18時30分～21時(毎週金曜日 全14回)

【と ころ】 市役所本庁舎1階 多目的ルーム他

【受講料】 無料

【定 員】 30人(定員を超えた場合には抽選)

【申込み】

7月20日(金)までに電話、FAX、メールのいずれかで左記までお申し込みください。

### 問合せ・申込先

しょうがい福祉課(本庁舎1階)

☎6516518

FAX 6411767

✉shougaiukushi@city.nagahama.lg.jp



## 環境保全活動団体を支援します

☎ 環境保全課(☎6516513)

環境保全を主な目的として活動する市民団体が、通常活動に加えて行う、快適な環境の保全および創出を目的にした事業を支援します。

### 【対象団体】

事務所または活動拠点が市内にあり、1年以上活動実績がある市民活動団体

### 【対象事業】

快適な環境を保全・創出する事業  
(例)環境イベントや学習会の開催

※団体の通常活動は対象外です

### 【補助額】

対象事業費の2/3以内(上限15万円/件)

### 【補助事業数】

2件

※詳しくは、市ホームページをご確認ください。

## 一日年金相談所の開設

☎ 彦根年金事務所 お客様相談室  
(☎07491231116)

【と き】 7月19日(木)10時～16時

【と ころ】 市役所本庁舎5階 51C会議室

【申込み】 1週間前までに、左記の予約専用電話でお申し込みください。

☎074912315489

### 予約専用電話

彦根年金事務所

☎074912315489

(平日の8時30分～17時15分)

※この電話では、予約のみ受付します。

## 行政相談をご利用ください

① 7月10日(火)13時～15時

西浅井まちづくりセンター(西浅井町大浦)

② 7月11日(水)13時～15時

高月支所(高月町渡岸寺)

③ 7月18日(水)13時～16時

長浜市社会福祉センター(八幡東町)

④ 7月19日(木)9時～12時

木之本まちづくりセンター(木之本町木之本)

⑤ 7月25日(水)9時～12時

湖北アイサービスセンター(湖北町速水)

⑥ 7月26日(木)9時～12時

長浜市社会福祉センター(八幡東町)

⑦ 7月26日(木)9時～12時

長浜市社会福祉センター(八幡東町)

※相談は無料、予約不要。秘密厳守します。

### 問合せ

滋賀行政監視行政相談センター

☎07715231100

## 7月22日(日)は「ゴミの日」の持込みが可能です

☎ 環境保全課(☎6516513)

クリスタルプラザ、クリーンプラントおよび伊香クリンプラザでゴミの持込みを受け付けていますので、ご利用ください。

### ◆受付時間

8時30分～12時、13時～16時30分

◆次回の持込み受付予定日

8月26日(日)

## 新しい福祉医療費受給券を送付します

☎ 保険医療課(☎6516527)

8月1日から利用できる「福祉医療費受給券」。「重度心身しょうがい老人等福祉助成券」を7月中旬に、対象者に送付します。

また、受給券・助成券の交付にあたって手続きが必要な人には、案内通知を郵送しますので、7月末までに手続きをしてください。遅れると8月からの受給券を交付できません。

受給者は健康保険証とあわせて医療機関等で提示すると、医療費の助成が受けられます。

### 【対象者】

次のいずれかに該当し、所定の所得制限を超えない人

○身体障害者手帳1～3級および4級の一部

または療育手帳(重度)をお持ちの人

○18歳未満の子を扶養するひとり親世帯の人

○65～74歳の住民税非課税世帯の人

### 申請先

保険医療課(本庁舎1階)

☎6516527

北部振興局福祉生活課・各支所



## 成年後見・権利擁護センターについて

☎ 高齢福祉介護課(☎6517780)

### 成年後見・権利擁護センターにご相談ください

認知症や知的・精神しょうがいなどにより判断能力の不十分な人が、安心して暮らすことができるよう、その人の権利を守るために「成年後見制度」や「地域福祉権利擁護事業」があります。

市では、これらの制度の利用を必要とする人やその家族、支援者などからの相談を受け、利用手続きの支援を行う「長浜市成年後見・権利擁護センター」を運営しています。

毎日の暮らしの中で、財産の管理や福祉サービスの契約手続きなど、困りごとがありましたら、気軽に左記の相談窓口までご相談ください。

### 実施機関

社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会

※委託先

### 相談窓口

○長浜センター(長浜市社会福祉センター内)

☎6211804

○木之本センター(木之本福祉ステーション内)

☎8215419

